

第 2 回

奥州市都市計画審議会議事録

平成 18 年 11 月 21 日招集

奥州市都市整備部都市計画課

第2回奥州市都市計画審議会議事録

1 審議会開催の日時及び場所

- (1) 日時 平成18年11月21日(火) 午前10時開会
- (2) 場所 奥州市役所 7階 議会委員会室

2 付議案件

議案第1号 水沢都市計画道路の変更について

3 会議を構成する者の現在総数及び出席者の数

- (1) 会議を構成する者の現在総数 15名

内訳	1号委員	7名
	2号委員	5名
	3号委員	3名

- (2) 出席委員数 13名

1号委員 依田英晴(都市計画審議会会長)

及川今子

菊池桃子

鈴木まゆみ

高橋安子

2号委員 菅原哲

中西秀俊

今野裕文

菅原今朝男

高橋瑞男(会長職務代理者)

3号委員 菊池光雄

小野寺憲一(代理出席 小原正嘉)

菅原睦夫

4 議事

午前10時 閉会

(1) 開会（都市計画課長）

平成18年度第2回奥州市都市計画審議会を開会いたします。

先に会議の成立について、ご報告申し上げます。都市計画審議会委員、全員で15名おられますが、本日おふた方欠席の連絡がございました。お手元に名簿がございましたが、名簿の中で1号委員、岩手ふるさと農業協同組合 経営管理委員会副会長 小野寺哲郎様が欠席です。それからお1人飛びまして、胆沢平野土地改良区 理事長 佐々木 宏様が欠席のご報告をいただいております。従いまして出席委員13名でございます。奥州市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、委員の2分の1以上の出席が要件になっておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

それでは次第に従いまして進めさせていただきます。2の市長挨拶。よろしくお願いいたします。

(2) 市長挨拶（相原市長）

おはようございます。都市計画審議会委員の皆様方には、常日頃都市計画の適切な運営につきまして、ご指導を賜りましてありがとうございます。本日は案件が1件でございます。ご主旨を含めてご挨拶させていただきたいと思っております。

本案件の都市計画道路久田前田中線でございますけれども、JR東北本線で分断されている水沢区の東西市街地を連絡する幹線道路でございます。20年前になりますけれども、昭和61年に鉄道を跨ぐ立体交差事業として、街路事業の認可を受けて着手をしたという経過がございます。しかし、陸橋によって生じる日照権等の環境問題もありまして、なかなか理解が得られるにいたらないということで、事業の進展が見られないということもありました。その後、平成6年頃からということですが、鉄道を高架して平面交差をするという、鉄道高架化構想が計画されたところございましたけれども、財政面等で結局10年間協議したものの事業化は困難ということで、平成16年には2年前ですけれども、鉄道高架化構想を断念しております。そして、当初のとおり立体交差事業として整備方針を定めたということになります。今回の変更は、そういうわけで陸橋建設に伴って現在の市道が分断されるということになりますので、沿道の住民の方々の利便を損なわないよう、側道や階段を設けるという内容となるものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

(3) 議事録署名人の指名について

(都市計画課長)

続きまして、議事録署名人の指名でございますけれども、会長よりご指名するというところでよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

(都市計画課長)

それでは会長の方から指名をお願いいたします。

(依田会長)

おはようございます。ご苦勞様でございます。それでは私の方からご指名させていただきます。2号委員から中西秀俊さん、3号委員から菅原睦夫さんのおふた方をお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

(4) 議題

(都市計画課長)

それでは、本日のご審議をお願いしております案件について、市長から諮問申し上げます。皆様には諮問書の写しを3ページに添付いたしてございますのでご参照願います。それでは市長お願いいたします。

(相原市長)

標題以下を朗読させていただきます。

「水沢都市計画道路の変更について（諮問） このことについて都市計画法第77条の2第1項の規定により諮問します。」

よろしく申し上げます。

〔市長より会長へ「諮問書」を手渡す〕

(依田会長)

只今、市長さんより諮問をいただきました。よろしくご審議いただきたいと思います。

なお、当審議会の審議に関しましては、奥州市情報公開条例第 37 条の規定に基づき公開するものといたします。

〔議案第 1 号〕

①上程（依田会長）

それでは議案第 1 号「水沢都市計画道路の変更について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

②説明（事務局）

（水沢総合支所都市計画課長）

水沢総合支所都市計画課長の高橋と申します。よろしくお願いたします。

それでは議案第 1 号について、ご説明申し上げます。最初に 1 ページ、理由というものが書いてございます。「沿道住民の利便性の向上及び交通の安全と円滑化を図るため、本案のように変更しようとするものである。」3 ページをお開きいただきたいと思います。都市計画変更理由書（案）とありますが、下から 2 行目、「当該路線の整備を進めることにより一部既設道路が遮断され、沿道住民の利便性が損なわれることから、側道等を設置し併せて交通の安全と円滑化を図るため交差点の一部を変更するものである。」というのが今回の理由でございまして、簡単に言えば側道、階段を設ける必要性が生じたので、今回の都市計画の区域に編入して区域を変更するというのが、主な大きな理由でございます。

それでは全体的なことから説明を申し上げます。5 ページをお開き下さい。都市計画道路久田前田中線というのがございます。これは起点が水沢小学校前、水沢区字久田というところで小学校前を通りまして市役所前を通り、裁判所前を通りまして、大町から三本木の方に抜けます。そして乙女川と鉄道を越えまして、胆江病院の北側を抜けます。そして、慶徳公園がございまして、慶徳公園の前を通りまして、国道 4 号水沢東バイパスまでとなりますが、これが佐倉河字前田中地内と終点に書いてありますが、これが久田前田中線、2,820 メートルございます。このうち真中に慶徳公園と書いてございますが、この部分について 470 メートルございますが、これについては既に完成している状況になっております。現在事業化をしているのは、図面で①と大きく囲ってありますが、囲ってあるところで南北線がありますが、大町の県道でございまして。そこから三本木地内を抜けまして国道 4 号まで 586 メートルございますが、これを今事業化して進めている内容になっております。先程市長も申し上げましたけれども、鉄道を上げてこれを平面化するという構想もありましたが、平成 16 年にそれを断念して、当初の予定どおり鉄道を跨ぐという方式に定めまして、設計、用地交渉を現在進めている状況になっております。この設計につきま

しては、昭和 61 年に都市計画決定する時点で、鉄道を跨ぐという方式で当時の国鉄と設計協議をしております。今回、鉄道を跨ぐということになりましたので、改めて JR 側と設計協議をいたしております。その結果、当初の鉄道を跨ぐ条件として、桁下の高さというのがあるのですが、それが変わりました。具体的には、旧国鉄時代には桁下の高さは 6 メートルという指示を受けて一度設計をしたのですが、今回改めて JR 東日本と設計協議したところ、6.7 から 6.8 メートルという設計条件が示されまして、大町から国道 4 号、胆江病院の前までですが、縦断勾配を変更せざるを得なくなったというところで、今回色々な問題が出て来たというところがございます。この図面でオレンジ色に塗っている部分が橋になります。鉄道を跨ぐ橋、実際盛土で高くなるのは交差点から 30 メートルから 40 メートルのこの辺りからぐっと上がって行きます。この辺は盛土をやります。このオレンジ色の部分については、随所に橋脚を設けまして、橋桁を架けますよという意味の色でございます。乙女川と鉄道を一緒に跨ぎますので、60 メートルの橋が架かる内容で設計をしているところがございます。今回につきましては、大町側から上げて行くものですから、大町川沿いに 2 本の市道がございます。これは主に沿道の方々が利用する 1 車線の道路ですが、これが盛土なることによりストップされるということになります。それでこの大町川には橋が架かりますが、これをずっと側道として、空くところまで橋桁が架かる、下を潜れるところまで、これは 4 メートル道路で側道を設けます。橋桁の下を潜ってこちらの大きい道路に出るのが 1 つ、それから大町から三本木に抜ける道路、今これがまっすぐになってあるわけですが、これがここでストップになりますので、これを側道として 6 メートル道路ですがこれを付けるということになります。ですからここでは南側と北側に側道を付けます。更に、歩行者、自転車の方の利便性を図るため、こちら側の方が三本木側に抜けるためにここにボックスを入れます。これは歩行者、自転車専用のボックスです。ですから、歩行者、自転車の方がこちら側へ行く、又はこちら側へ来るという時には、ここを利用してもらいます。車の方については、東よりの橋桁の間を通ることになります。それからもう 1 つは、歩行者、自転車の方がこの都市計画道路に上がるために、ここに階段を設けます。というのがこちらのエリアの変更内容でございます。それから胆江病院側になりますが、ここに付きましてもここまで盛土になります。国道 4 号線にぶつかりますが、歩行者、自転車の方が、この本線に直接乗れるようにここに階段を設けるということで、今回この部分の変更ということになるわけです。この様なことで、今回住民の方々の利便性を確保するというのが大きなテーマでございます。あともう 1 つは大町側でございます。大町については、昨年この都市計画道路の幅員が 20 メートルから 16 メートルに狭めております。それによりまして、この交差点の形状がちょっと変わったということで、県道から左折をスムーズにさせるために本線の右折レーンの位置を段差を付けたということで、10 メートル程バックしますがこれが交差点の変更という内容になっております。

4 ページをお開き下さい。4 ページの中程に住民説明会というのがございます。この変更案につきましては、平成 18 年 9 月 29 日に 2 回、10 月 1 日に 1 回やっております、36 名の参加を得ております。それから次の下の段になりますが、変更案の縦覧ということで、10 月 6 日から 20 日まで変更案の縦覧をしております。5 名の方が縦覧にいらしております。それから意見書として 1 通受けております。別資料でお願いしたいのですが、「水沢都市計画道路の変更意見書の要旨」がいていると思いますが、これの意見書につきましては、直接今回の都市計画変更の内容について、意見を出しているというものではございません。1 つは鉄道高架、鉄道を上げて平面にするということで、かなり期待していた方でございます。結局 10 年間、JR、関係機関、県、国とも協議を重ねてきましたが、結局は鉄道を上げることは出来なかったということで、最初の鉄道を跨ぐという方式になったことについて、それは承諾しかねますよということの意見でございます。それから、本当にこの様な今の時代にこの様な大きな陸橋が本当に必要なのか、もう要らないのではないか。太日大橋、多賀大橋もあるし、本当にこの道路そのものは要らないのではないかとということが 1 つでございます。それから 3 番目として、小谷木橋等も老朽化しておりますので、この様な大型のものは止めて、そちらの方にお金を回したらどうなのかというのが意見の要旨でございます。これに対し市としては、いずれこの路線については中心市街地への交通の円滑化等で重要な路線であると位置付けておりますので、新市建設計画でもきちんと入っておりますので、完成を目指すということには変わらないという考えの検討結果でございます。それから鉄道高架が見送られたということの不満もございましたけれども、これについては色々やろうとした結果、10 年間やったのですが、最終的には JR 側等と合意が出来なかったということで、平成 16 年度に鉄道高架事業は見送ったということで、それについては何回も地元の方々に説明をしております。欠席された方についても直接出向きまして説明をしまして、理解を得られたというように市としては考えているところでございます。逆に、こちらの道路について、鉄道を上げるのがだめになったのなら早くやって欲しいという要望を受け賜っているというところがございます。それから日照権、あるいは騒音等が出るのではないかとということから、生活環境への配慮をしていく必要があるということから、市としては住民の皆様と協議しながら設計を進めるということで、この事業について説明会を行いまして、ある程度皆様からのご意見を賜ったということで、今後の設計の中に組み入れ検討するというところがございます。総合的な街づくりを検討すべきではないか、白紙に戻すということが③に書かれていますが、いずれこの路線については、中心市街地の活性化や東西を結ぶ重要な路線であるということで、市としての認識に変わりはないということで、引き続き事業を進めたいという、そういう検討をしているというところがございます。大町地区につきましては、土地区画整理事業、再開発が検討された経過がございますが、最終的には現段階では、民間開発に頼らざるを得ないということで、新市建設計画の中で

も民間開発に対しては市としてそれなりの援助をしますということで、予算は確保されているところでございます。県道から大町側の部分の間につきましては、今までですと斜めに残ったりする土地が多いものですから、土地区画整理事業という手法を考えて、再開発を考えた時期がありました。今となれば皆様方で色々な手法をあみ出していただいて、それに対して市として援助したいということで今進めているところでございます。

以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

③議案審議（依田会長）

どうもありがとうございます。それでは只今説明ありました議案第1号について、ご審議をお願いしたいと思います。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。

○菅原今朝男委員

おはようございます。色々説明があったわけですが、今回の変更のために、9月と10月に地元説明会を開催されているようでございますが、何名のうちの36名か分かりませんが、地元説明会での沿線の方々の状況、あるいは課題等についてありましたならお伺いしたいと思います。あと、もう1点でございますが、私は先程意見書がございましたけれども、参考といたしますが、東西線は多賀大橋、春日町ガード、太日大橋のこの3つしかございません。当然鉄道高架がなくなったとなれば、必要不可欠なものであろうと思っております。私個人としては早く進めていただきたいと思うのですが、それにつきまして大町以西、例えば大町から翠明荘、市役所、小学校まで行くわけですが、これらの今後の計画についてもお示しいただければと思います。

●事務局（水沢総合支所都市計画課長）

最初に地元説明会の状況でございますが、36名の方に来ていただきましたが、この様な側道、階段に対しての質問、意見は殆どございませんでした。何が多かったかといいますと、スケジュール的なことで、いつからやるのかということ、むしろ大町、県道から西の方、市役所前まで来るわけですが、その方々、要は今事業化されているのが、県道から国道4号までということで、大町部分の西側についてはまだ事業化がなされていないということがあります。それをいつするのか、早くやれということなのですが、私共としては新市建設計画の中で今の予定としては、この586メートルの部分については、今用地買収等進めておりますが、着工できるのは今の予定ですと、平成22年あたりかなと思っております。現在、三本木地区の用地買収を行っており、来年あたりで全部終了する予定です。大町につきましても、順次進めて行く。後は予算との兼ね合

いになります、そうなりますと詳細設計に入るのが平成 21 年頃には入れるのかなど。そうしますと、平成 22 年頃から着工できるかなということを進めております。大きな事業ですので、だいたい 3 年から 4 年掛かるとしますと、平成 25 年頃には完成させたいということを進めております。大町、県道から市役所前の西につきましては、こちらの現在の事業化の部分が進んで参りますので、その時点でこちらの大町、いわゆる県道から西側については、鋭意進めて行きたいと思っております。そういうことで説明会においでになった方は、翠明荘の前、裁判所前の方は掛かる訳ですけれど、これはいつやるのだということもありましたけれど、今のところ明確にはいつとご提示できなかったということで、これがある程度目途がついた時点で、こちらに入りますよということで、皆様方には説明をして納得していただいているところでございます。それからスケジュール的なことは今申し上げたとおりでございます。この橋の工事は、JR 側との問題も色々あるのですが、いずれ巨額な工事費が掛かります。新市建設計画の中で位置付けられている重要な路線ですので、今の予定では平成 25 年頃までには完成させたい。それから大町から西の部分、市役所前については、それ以降にある程度の目途を付けたいということで現在進んでいるというところでございます。

○高橋瑞男委員

東西関係の勾配について、説明をお願いしたいと思います。

●事務局（水沢総合支所都市計画課長）

縦断勾配になります、この大町川から上がって行きます。6 パーセント勾配になります。多賀大橋と同じと思っていただければ良いと思います。鉄道のところでは最低でも 6.7 メートルの桁の下の高さを確保しますので、またそうして 6% で下りるといような縦断勾配になります。

○今野裕文委員

おはようございます。只今の説明について、もう少し補足をお願いしたいのですが、まず 1 つは大町土地区画整理事業との関係で、今の説明ですと基本的にもう問題はないのかなと受け取れたわけですが、いずれ住民との合意については、今後横町のような問題は発生しないという認識で良いのかどうか、まず 1 点お答えをいただきたいと思ひますし、土地区画整理事業は今はどうなっているのか私は分かりませんが、ブロック毎に分けて、合意のならないところについては買収すると、それから土地区画整理事業でやる部分と区別するという方向で動いて行ったように思うのですが、それとの関係で今度の変更だけではなく、この道路についてのすり合わせとどうかその点での問題は生じないと受け取って良いのかどうかということをお伺いしたい。それ

から東側になりますけれど、三本木については全部問題処理が終わっている、ほぼ買収も終わるということですので、その点での協議は既に終了していると理解して良いのか、この2点についてお尋ねいたします。

●事務局（水沢総合支所都市計画課長）

大町の再開発の件ですが、色々な手法を今まで10年以上やって来た経過があります。その中で土地区画整理事業がどうしてもだめだということで、沿道整備街路事業ということで先程議員さんがおっしゃられたように、ある部分は直接買収、ある部分は土地区画整理事業というような、ブロック毎に区切って沿道整備街路事業でやれるということを前程にして協議をして来ましたが、最終的には沿道整備街路事業については、白紙となったということになっております。現在考えているのは、県道の幅を16メートルにしたということで、都市計画を変更したわけですが、それに沿って住民の皆様が民間の力で再開発をするような場合に、例えば優良建築物整備事業とか、その様なことで市としては応援したいということで、新市建設計画に挙げているというところでございます。県道の拡幅についても、現在の所見通しが立っていないというような状況になっておりますし、今のところ民間開発で街づくりをお願いしたいというような状況になっているというところでございます。それから三本木側の方々につきましては、日照権、騒音等とかその様な心配が出されましたけれども、それにつきましては、今後詳細設計の中で対応して行きたいということで、ご理解をいただいているというところでございます。

○今野裕文委員

私がお伺いしたいのは、横町開発のような事態にはならないのか、その様な心配はないのですか、ということです。色々あったのは聞いているのですが、結局最終的な解決をするのにも10何年も掛かってしまい、お金も掛かったと。大町については、新しい道路を造ることになりますよね。そういう点でのすり合わせはもう終わってしまっているのか、問題は起きないのかということなのです。三本木については、色々お伺いはしているのですけれども、その辺についての努力はどうなっているのか。問題があるというのは検討結果の中に書いてあるようですが、そこらへんについて、もう少し補足説明をいただきたい。

●事務局（水沢総合支所都市計画課長）

横町のようにならないかということですが、横町は全体を土地区画整理事業として、県道も一緒にやったという状況になっており、結果あの様な状況になっていますが、大町につきましては、あの様な手法は取りませんので、全体がいきなり動くというようなことはないと思います。先程

も申し上げたとおり、現在の県道の幅に合わせた民間の開発で、2軒とか3軒出てくるのを我々としては期待しているというところでございます。それから交差点部分につきましては、確かに斜めに残ったりする方もおられますので、現在色々な動きがあることは聞いてございます。何人かで街づくりをしないかということで、交差点の方々がやっているということはお話しを受けておりますが、具体的な相談は受けていないというところでございます。それから三本木側につきましては、遮音壁が欲しいとか、埃が出ないようにとか色々なご心配の意見も出されました。これにつきましては、現在透明な遮音壁とか色々な物がございますので、その辺はクリアするように今後、詳細設計の中で対応したいと考えているところでございます。

○今野裕文委員

何回もすみませんが、遮音壁等考えていただけるといことのようにですが、大町部分については合意ができたのですか、ということなのです。その様な問題は残っていないのですか。これを見ますと、「これから十分な協議をしながら」という記述になっています。その辺はどうなっているのか。色々反対意見もあつたはず。計画そのものはできていますのであれですが、そこら辺はどうなっているのかということなのです。

●事務局（水沢総合支所都市計画課長）

大町部分につきましては、いずれこのエリアの方々も斜めに残ったりする方々がありますので、何とかしようと考えはあるようでございます。ただ、行政として何ができるかという、あえて限られたことですので、建物に対する共同部分への補助とかを考えておりますが、現在こちらを土地区画整理事業みたいなことをきちんとして、大きなビルを建てるとか、その様なことを先程も申し上げましたけれども、まだ計画段階というお話ししか受け賜っておりません。この大町が土地区画整理事業を止めたことについて、これは莫大な事業費も掛かりますので、色々やったのですが最終的には土地区画整理事業は出来ないということになり、それを納得したかと言われるとちょっと不満の方もあられるかも知れないが、その様な状況でこちらの大町側についても、これは直買方式になりますので、その辺はこの交差点とをにらみながら、街づくりにこちらとしてお願いしたいというところでございます。ですから行政として土地区画整理事業はやれないということで、地元の皆様にも何回も説明して、この様な状況になったということでご説明をしている状況です。

○今野裕文委員

どうも歯切れが悪いのですけれども、では買収の目途はついたのでしょうか。土地区画整理事

業とつながるとその様な説明になるのでしょうか、買収の目途はもうついてしまって、基本的にもう問題は起きないと理解してよろしいのでしょうか。

●事務局（水沢総合支所都市計画課長）

まだ詳細設計はやっていませんので、誰がどれ位の面積が掛かるのかというのはまだ提示しておりません。ですからこの図面程度で、お宅さんはこんな格好になりますよ、坪いくら位かということはお分かりいただけますけれど、正式に坪いくらで買うとか、貴方はどの位掛かるとかはまるっきりこれからということで、今回はあくまでも事業の説明をしたということでございまして、合意にいたっているかと言われれば、まだそこまでは行っていないといえますか、今後進める中でやっ
て行くということでございます。

○今野裕文委員

分かりました。

○菊池光雄委員

細かい点でちょっと教えて下さい。先程、歩行者、自転車のボックスのことは伺ったのですが、側道の方に車が通れるボックスがあるのかというのが1点目。それから、2つ目は階段の設置が2箇所あるわけですが、この階段は車イス等が通れるような構造になっているのか。まだ詳細設計はやっていないと思うのですが、基本的な考え方だけを教えてください。

●事務局（水沢総合支所都市計画課長）

この大町川沿いの道路がストップになるということで、側道を設けます。これは車も通れますし、この橋脚と橋脚の間から抜けるというのが車の流れです。もう1つは20メートル位きた（西側）ところに、ここに歩行者と自転車専用のボックスを入れますということで、歩く方、自転車の方はここを歩いてこちらへ抜けて下さいという構造にしたい。高さ2.5メートル、幅3メートル程予定しているのですが、それで歩行者の方はこちらを歩いて、そしてこちらの方々が歩いてこちらへ行く場合は、ボックスを歩いて下さいということになりますし、車の方は橋脚と橋脚の間で抜けられる。ですから遠回りになりますがこちらの方が本線に入る時は、歩行者、自転車専用道を通して来る様な格好になります。階段については自転車、歩行者と考えておりますので、車イスの方が行けるような勾配にはならないと思っております。

○鈴木まゆみ委員

平成 22 年から着工したいということですが、補償の区間に店舗、住宅はどれくらいの割合なのでしょう。店舗が補償になってオーバーした場合、色々ありますけれど虫食い状態になり、お店が結構やめてしまうという例があるので、その路線に補償の掛かる部分の店舗等が、どの位占めているのか教えていただきたい。

●事務局（水沢総合支所都市計画課長）

大町側につきましては、来年度から調査に入ろうかなと思っております。それで店舗は県道沿いですが、例えばごこん屋さんとかあるのですが、その辺は平成 19 年度に調査を掛けたいと思っております。割合というのはここだけですから、半分位になるのかなと思っています。

○鈴木まゆみ委員

店舗としては何軒位になるのですか。

●事務局（水沢総合支所都市計画課長）

3 軒から 4 軒だと思いますが、後は裏の住宅ということになります。よろしいでしょうか。

○鈴木まゆみ委員

分かりました。

④採決（依田会長）

その他ありますか。

なければ採決に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは原案のとおり決定してよろしいか採決いたします。賛成の方、挙手でお願いします。

〔出席委員全員挙手〕

はい、ありがとうございます。出席者全員が賛成ということですので、過半数に達しておりますので、原案のとおり決定することといたします。

今日は本当にありがとうございました。

(5) 閉会（都市計画課長）

慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

今日審議していただく案件については1件だけでございますので、以上で審議会を終了させていただきたいと思っております。ご苦勞様でした。

午前11時 閉会

以上の審議会の大要が正確であることを証するため署名押印する。

平成 年 月 日

2号委員

⑩

3号委員

⑩